

高知市 住民票に関する事務 全項目評価書（案）の概要

高知市 中央窓口センター

1 住民票に関する事務 全項目評価について

高知市では、住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）に基づき、高知市の住民の居住関係の公証を行うために、住民基本台帳を整備し、住民票に関する事務を実施している。この事務について、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年5月31日法律第27号）で、個人番号を保有し取り扱うこととなっているため、事前にリスクの検討を行うことにより個人のプライバシー等の権利利益を保護するもの。

2 実施根拠

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平成25年5月31日法律第27号)
- (2) 特定個人情報保護評価に関する規則
(平成26年4月18日特定個人情報保護委員会規則第1号)

3 保有する特定個人情報ファイルとその記録内容

- (1) 住民基本台帳ファイル
個人番号、氏名・性別・生年月日・住所（以下「4情報」という。）、医療保険関係情報、児童福祉・子育て関係情報、介護・高齢者福祉関係情報、年金関係情報、学校・教育関係情報及び選挙人名簿への登録に関する情報
- (2) 本人確認情報ファイル
個人番号及び4情報等
- (3) 送付先情報ファイル
個人番号、4情報並びに通知カード及び交付申請書の送付先の情報等
- (4) コンビニ交付用ファイル
個人番号、4情報並びに本籍、戸籍筆頭者の情報等

4 評価書記載事項

- I 基本情報
- II 特定個人情報ファイルの概要
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
- IV その他のリスク対策
- V 開示請求、問合せ
- VI 評価実施手続

以上